



事務連絡
令和5年4月7日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

治療用装具の療養費支給基準について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局保険主管課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0407第1号
令和5年4月7日

地方厚生（支）局保険主管課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

様

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

治療用装具の療養費支給基準について

標記については、昭和36年7月24日付保発第54号通知により運用されているところであるが、今般、同通知中記1により療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部について、令和5年3月31日付け厚生労働省告示第140号をもって改正された（別添参照）ので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、料金の算定方法については、当該都道府県の障害福祉主管課（部）等との連携をとりつつ、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

障発0331第1号
令和5年3月31日

各
〔都道府県知事〕
〔市区町村長〕
殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に
関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第140号）により別添のとおり改正され、令和5年4月1日から適用されることとなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内身体障害者更生相談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）について、補装具費の基準額に係る実態調査の結果や関係団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 別表 1 購入基準の改正

① 殻構造義肢

- ・ウ 基本価格の(注)に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

② 骨格構造義肢

- ・ウ 基本価格の(注)に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

③ その他

- ・重度障害者用意思伝達装置の付属品の記載内容について、「プリンタ」を「プリンタ(必要に応じて)」に改正する。
- ・重度障害者用意思伝達装置の備考の記載内容について、「プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。」を追加し、「プリンタとして構成されたもの。」を「プリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。」に改正する。

(2) 別表 2 借受け基準の改正

- ・(2) その他の重度障害者用意思伝達装置の付属品の記載内容について、「プリンタ」を「プリンタ(必要に応じて)」に改正する。
- ・(2) その他の重度障害者用意思伝達装置の備考の記載内容について、「プリンタを必要としない場合は、370円減じた価格とすること。」を追加し、「プリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。」を「プリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。」に改正する。

(3) 別表 3 修理基準の改正

① 殻構造義肢

- ・ア ソケットの交換の(ア) 基本価格及び複製価格の(注)に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

② 骨格構造義肢

- ・ア ソケットの交換の(ア) 基本価格及び複製価格の(注)に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

③装具

- ・オ その他の交換・修理の足底裏革交換又は足底ゴム交換の備考に「単なる剥離に対する再接着修理は交換とは認められない。((注)4)」を追加し、(注)に「4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、1の(3)のエに掲げる価格を修理価格とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から9ヶ月以内は接着不良としての修理を認めないこと。」を追加する。等

(4) その他

- ・所要の改正を行う。

3 運用上の留意事項

補装具製作事業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成18年9月29日

厚生労働省告示第528号

[一部改正]

第1次改正	平成19年6月29日厚生労働省告示第231号
第2次改正	平成20年3月31日厚生労働省告示第147号
第3次改正	平成21年3月31日厚生労働省告示第209号
第4次改正	平成22年3月31日厚生労働省告示第124号
第5次改正	平成24年3月30日厚生労働省告示第277号
第6次改正	平成25年1月18日厚生労働省告示第6号
第7次改正	平成26年3月31日厚生労働省告示第161号
第8次改正	平成27年3月31日厚生労働省告示第202号
第9次改正	平成30年3月23日厚生労働省告示第121号
第10次改正	令和元年9月2日厚生労働省告示第100号
第11次改正	令和2年3月31日厚生労働省告示第157号
第12次改正	令和3年3月31日厚生労働省告示第145号
第13次改正	令和4年3月31日厚生労働省告示第129号
第14次改正	令和5年3月31日厚生労働省告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第25項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第76条第2項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の106に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の110に相当する額とする。

- 一 別表の1の(5)の眼鏡(遮光用及び弱視用を除く。)の購入
 - 二 別表の1の(5)の歩行補助つえ(プラットホーム杖に限る。)の購入
 - 三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換
 - 四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)
 - 五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)
 - 六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レーザー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換
 - 七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組み合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換
 - 八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(雨よけ)部品交換、リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換及びテーブル交換
 - 九 別表の3の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換
 - 十 別表の3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換、固定台(自立スタンド式)交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置(スイッチ)交換、帯電式入力装置(スイッチ)交換、筋電式入力装置(スイッチ)交換、光電式入力装置(スイッチ)交換、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換、圧電素子式入力装置(スイッチ)交換、空気圧式入力装置(スイッチ)交換、視線検出式入力装置(スイッチ)交換及び遠隔制御装置交換
 - 十一 別表の3の(5)の人工内耳の項中人工内耳用音声信号処理装置修理
- 5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前 文(抄)(平成19年6月29日厚生労働省告示第231号)

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たって

は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成20年3月31日厚生労働省告示第147号）
平成20年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成21年3月31日厚生労働省告示第209号）
平成21年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成22年3月31日厚生労働省告示第124号）
平成22年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成24年3月30日厚生労働省告示第277号）
平成24年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成25年1月15日厚生労働省告示第 6号）
平成25年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成26年3月31日厚生労働省告示第161号）
平成26年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成27年3月31日厚生労働省告示第202号）
平成27年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成30年3月23日厚生労働省告示第121号）
平成30年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和元年9月2日厚生労働省告示第100号）
令和元年10月1日から適用する。

前 文（抄）（令和2年3月31日厚生労働省告示第157号）
令和2年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和3年3月31日厚生労働省告示第145号）
令和3年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和4年3月31日厚生労働省告示第129号）
令和4年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和5年3月31日厚生労働省告示第140号）
令和5年4月1日から適用する。